

# (仮称) 二宮町パートナーシップ宣誓制度の導入について

## 1 背景

近年、セクシュアル・マイノリティの人権が様々な場面で取り上げられ、「性の多様性」について徐々に社会的な認識が進んでいるものの、依然として、セクシュアル・マイノリティの方は差別や偏見などによって生きづらさを感じ、当事者の方（11人に約1人（8.9%）：電通ダイバーシティ・ラボ「LGBTQ+調査 2020」）が様々な困難を抱える状況は少なくありません。

パートナーシップ宣誓制度の導入により、町民、企業、関係団体などに、セクシュアル・マイノリティなどのカップルについて理解が広がることで、多様性を認め、誰もが自分らしく暮らすことのできる社会が実現できることを期待するものです。

パートナーシップ宣誓制度の導入については、平成 27 年の渋谷区・世田谷区の導入以降、県内を始め、全国の自治体で急速に広がっています。

県内導入自治体（令和 3 年 10 月 1 日現在）

15 自治体（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、小田原市、葉山町、三浦市、茅ヶ崎市、藤沢市、大和市、南足柄市、大井町、松田町）

## 2 導入に際して

パートナーシップ宣誓制度は、法的な効力(婚姻、相続など)がありませんが、人生のパートナーとして自分らしく生活されることを町が応援するものです。

対象としては、現行の婚姻制度の婚姻できない続柄の方は対象としないこととし、養子縁組（自然血縁による親子関係のない者が親子関係を成立させる法律行為）をされている場合は解消することで宣誓できることとしました。

また、同性・異性を問わず、事実婚（婚姻の手続きをしていないものの、夫婦と同等の関係が存在すること）も対象としています。

なお、この制度は住民票がある自治体にパートナーの宣誓をする制度のため、他自治体に転出した場合登録がなくなりますが、自治体間で協定を結び、協定自治体間で住所を異動した場合でも相互利用が可能な制度もあり、今後、広域利用についても併せて検討していく必要があります。

県内相互利用自治体（令和3年10月1日現在）

4市1町（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）

2市（川崎市、相模原市）

2市（横浜市、千葉県千葉市）

1市2町（南足柄市、大井町、松田町）

### 3 これまでの取り組み

当町では、令和元年度に庁内の各種申請書・証明書等の性別欄の原則廃止、職員へのLGBT研修や町民を対象とした講演会の開催、町広報紙やホームページでの周知など、セクシュアル・マイノリティへの理解を深める取り組みを行うとともに、パートナーシップ宣誓制度についての検討を行ってきました。

### 4 制度について

- ・同性・異性を問わず、互いを人生のパートナーとして宣誓したことに対して町が「パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付するもので、対象者はセクシュアル・マイノリティの方々だけでなく、様々な事情により婚姻制度を利用できず、悩みや生きづらさを抱えているカップルも対象にします。
- ・導入自治体における制度は、条例、規則、要綱での設置と様々ですが、要綱での導入事例が多く、スピード感を持ち、かつ、今後の社会情勢に即応できる制度とするため、当町も制度の具体的な手続きや必要事項については要綱で定めることとします。
- ・セクシュアル・マイノリティではなくても、多様性を認め、誰もが自分らしく暮らすことのできる社会の実現に向けて、様々な事由により婚姻をしていないことにより、生きづらさを抱えている事実婚のカップルも利用できる制度とします。

### 5 手数料

- ・宣誓、受領証の発行による手数料は発生しません。なお、住民票の写し等、必要書類の交付手数料は自己負担となります。

### 6 スケジュール

- ・素案に対する意見募集（パブリックコメント）：11月～12月
- ・LGBT関連映画上映会&LGBT講演会：11月27日（土）
- ・「広報にのみや3月号」制度導入記事掲載：2月25日（金）
- ・制度導入予定：4月